海外ポータルサイトサービス利用契約書

(以下「甲」という)と特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ(以下「乙」 という)は、乙の提供する海外ポータルサイト利用について、次の通りサービス利用契約(以下 「本契約」という)を締結する。

(海外ポータルサイトサービスの内容)

第1条 甲は乙の海外ポータルサイトサービス(以下「本サービス」という)の提供を受け、乙は これを供給するものとする。

第2条 前条の規定により、乙が甲に提供する本サービスは次の通りとする。

第1項(本サービスの内容)

甲の会社概要と製品・サービス情報を英語でページ作成し掲載するものとする。

第2項(本サービスの変更・終了)

乙は、営業上その他の理由により、2週間前に甲に対して通知することで、本サービスの 内容を変更または終了することが出来る。

第3項(本サービスの停止)

- 1. 乙は、以下の各号によって本サービスの運用の全部または一部を中断・停止した場合は、速やかに甲に通知するものとする。
 - ① 天災、事変、その他の乙の過失に基づかない非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、電気通信事業法第8項に定める処置を取る場合。
 - ② 前号の法律上の要請如何に拘らず、天災、事変、その他の乙の過失に基づかない非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。
 - ③ 乙の過失に基づかない電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない事由が生じた場合。
 - ④ 乙の過失に基づかない電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が 生じた場合。
 - (5) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合。
 - ⑥ 前各号の他、サイバー攻撃等、乙が必要やむを得ないと判断した場合。
- 2. 乙は、前項各号に基づき本サービスの運用の全部または一部が中断・停止 されたことによって生じた甲の損害については一切責任を負わない
- 3. 但し、乙の故意または 重過失に基づく損害についてはこの限りではない。

第4項(データ等のバックアップ)

サイトデータのバックアップを月末1回行うものとする。

第3条(本サービス実施期間)

本契約は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。 契約終了の3ヶ月前までに甲、乙いずれの一方から文書による契約の解除の申し 入れがなされない場合には、自動的に1ヶ年を限り更新される。その後も同様と する。

第4条 (利用料金)

- 1) 甲は乙が別途定める料金を乙に支払うものとする。
- 2) 乙は本サービスで提供する全ての料金について予め、その価格を定め、乙の 海外ポータルサイトに掲載する。
- 3) 乙は甲に年1回請求書を発行し、甲は受け取り後、15日以内に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。振り込み手数料は甲の負担とする。 甲の請求書受け取り後30日以内に、乙に振り込みが無い場合は、乙は本契約を解除出来るものとする。

第5条 (解約手続き)

- 1) 甲が本サービスの解約を希望する場合は、乙の定める方法で届け出をするものとする。
- 2) 甲により本サービスが解約される場合、乙は既に受領した利用料金その他の 金銭の払い戻しを一切行わない。

第6条 (損害賠償)

- 1) 乙は、本サービスを提供すべき場合において、乙の責に帰すべき理由 により甲 に対し本サービスを提供できなかったときは、甲が本サービスを全く利用できない 状態にあることを乙が知った時刻(以下、「障害発生時刻」という。)から起算して、連続して7日以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償を する。
- 2) 前項の場合において、乙は、障害発生時刻における甲の利用するサービスの1ヶ月相当額を限度として損害の賠償をする。なお、損害額の計算にあたっては、日割計算とし、損害額については、24時間単位で計算する。24時間未満の時間については、損害賠償の対象としない。

第7条(免責条項)

- 1) 乙は、本サービスの内容および甲が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わない。
- 2) 本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、その他本サービスの利用に関連して甲に損害が発生した場合は、乙は、第6条に定める損害賠償規定の範囲内においてのみ責任を負う。

本契約を締結するため、本契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 東京都千代田区内神田1-5-13内神田TKビル6階 特定非営利活動法人経営支援 NPO クラブ 理事長 世良 正